



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 4 月 13 日 (月曜日) 第 97 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) … (障がい福祉課) 1
- 指定一般相談支援事業者の指定 … (“) 1
- 林業用種苗生産事業者の登録 … (森林経営課) 2
- 宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部
を改正する告示 … (山村・木材振興課) 2

頁

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 … (経・備・数・課) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出 … (農村整備課) 3
- 落札者等の公告 … 4

県議会公告

- 公文書開示等の状況 … 4

雑 報

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報 … 4

告 示

宮崎県告示第 321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4520300700	障がい者グループホーム のべおか	延岡市昭和町 1 丁目 16 番 9	株式会社ウエスティンコーポレーション	大分県宇佐市大字上時枝 1205-52	令和 2 年 4 月 1 日	共同生活援助

宮崎県告示第 322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4520500341	かすみ荘	小林市細野 1643 番地 8	特定非営利活動法人 ゆるいと	小林市細野 486 番地 27	令和 2 年 4 月 1 日	共同生活援助

宮崎県告示第 323号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第51条の14第 1 項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者の指定をした。

令和 2 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指定一般相談支援事業所		指定一般相談支援事業者		指 定 年月日
	名 称	所在地	名 称	主たる事務 所の所在地	
4530500315	ゆるいとタウンと んでーの	小林市細野 486番 地27	特定非営利活動法 人ゆるいと	小林市細野 486番 地27	令和 2 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 324号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、
次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 2 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1366	高妻 利明 日南市北郷町北河 内4222番地		幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	高妻 利明 日南市北郷町北河 内4222番地
1367	黒木 早苗 西都市妻町 3 丁目 112番地	採取	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗	黒木 早苗 西都市妻町 3 丁目 112番地

			木の育成	
1368	黒木 昇 西都市妻町 3 丁目 112番地	採取	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	黒木 昇 西都市妻町 3 丁目 112番地
1369	鳥越 史郎 都城市蓑原町8249 番地 5	採取	幼苗の育 成	鳥越 史郎 都城市丸谷町3147
1370	株式会社 SAS AKI FORE STRY 児湯郡木城町大字 椎木4739番地 6	採取	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	株式会社 SAS AKI FORE STRY 児湯郡木城町大字 椎木4739番地 6

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 2 年 4 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 325号

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成16年宮崎県告示第 570号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>（貸付限度額、償還期間等）</p> <p>第 4 条 〔略〕</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付内容</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第47号）第 4 条第 4 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同条第 1 項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合</td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 〔略〕</p>	貸付内容	償還期間	据置期間	〔略〕			9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第47号）第 4 条第 4 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同条第 1 項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合	〔略〕		〔略〕			<p>（貸付限度額、償還期間等）</p> <p>第 4 条 〔略〕</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付内容</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第47号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合</td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 〔略〕</p>	貸付内容	償還期間	据置期間	〔略〕			9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第47号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合	〔略〕		〔略〕		
貸付内容	償還期間	据置期間																							
〔略〕																									
9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第47号）第 4 条第 4 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同条第 1 項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合	〔略〕																								
〔略〕																									
貸付内容	償還期間	据置期間																							
〔略〕																									
9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第47号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合	〔略〕																								
〔略〕																									

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和2年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年4月1日	特定非営利活動法人ふるさと応援団みやざき	津曲 睦己	宮崎県宮崎市生目台東2丁目26番地7	この法人は、宮崎県の農林水産業などいわゆる第1次産業や第6次産業の活性化をめざして、マーケットニーズなど様々な観点に立った商品開発支援や販売支援を行い、もって宮崎県の地域活性化に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年4月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	門 松 優 作	都城市下長飯町1297番地
理 事	高 橋 武 美	都城市今町7477番地イ
理 事	廣 畑 勝 美	都城市野々美谷町2225番地1
理 事	重 富 保	都城市下水流町3372番地2
理 事	坂 元 重 秋	都城市梅北町7475番地5
理 事	栢 良 作	都城市梅北町 10592番地
理 事	山 下 博 三	都城市安久町4700番地3

理 事	上之原 正 美	都城市乙房町1671番地13
理 事	大久保 義 広	都城市乙房町3348番地イ
理 事	南 茂 博	都城市山之口町富吉6056番地5
理 事	野 元 久 男	都城市高城町穂満坊2995番地2
理 事	小 園 敏	都城市高城町桜木1807番地1
理 事	竹 下 正 秋	都城市高城町有水2976番地
理 事	島 田 孝 一	都城市山田町山田2397番地
理 事	藤 井 和 也	都城市山田町山田4231番地2
理 事	戸 越 弘 美	都城市山田町山田8625番地
理 事	関 節 男	都城市高崎町江平1780番地1
理 事	中 津 教 芳	都城市高崎町大牟田1721番地1
理 事	福 永 廣 文	北諸県郡三股町大字蓼池3483番地1
理 事	内 村 真 一	北諸県郡三股町大字宮村2918番地54
理 事	岩 崎 透	都城市姫城町6街区21号
理 事	西 村 尚 彦	北諸県郡三股町五本松1番地1
監 事	中 島 俊 弘	都城市南横市町2058番地4
監 事	内 村 充	北諸県郡三股町大字蓼池3444番地
監 事	高 丸 幹 雄	都城市梅北町5046番地32

（任期：令和6年3月29日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	門 松 優 作	都城市下長飯町1297番地
理 事	椎 屋 孝 一	都城市今町7221番地1
理 事	廣 畑 勝 美	都城市野々美谷町2225番地1
理 事	重 富 保	都城市下水流町3372番地2
理 事	坂 元 重 秋	都城市梅北町7475番地5

理 事	栢 良 作	都城市梅北町 10592番地
理 事	山 下 博 三	都城市安久町4700番地 3
理 事	上之原 正 美	都城市乙房町1671番地13
理 事	前 畑 芳 秀	都城市関之尾町5201番地
理 事	中 村 春 雄	都城市山之口町花木1350番地
理 事	野 元 久 男	都城市高城町穂満坊2995番地 2
理 事	小 園 敏	都城市高城町桜木1807番地 1
理 事	竹 下 正 秋	都城市高城町有水2976番地
理 事	島 田 孝 一	都城市山田町山田2397番地
理 事	藤 井 和 也	都城市山田町山田4231番地 2
理 事	戸 越 弘 美	都城市山田町山田8625番地
理 事	関 節 男	都城市高崎町江平1780番地 1
理 事	中 津 教 芳	都城市高崎町大牟田1721番地 1
理 事	内 村 充	北諸県郡三股町大字蓼池3444番地
理 事	尾 崎 幸 男	北諸県郡三股町大字樺山1111番地 1
理 事	岩 崎 透	都城市姫城町 6 街区21号
理 事	西 村 尚 彦	北諸県郡三股町五本松 1 番地 1
監 事	穂之上 満	都城市下水流町 388番地
監 事	宮 田 廣 一	北諸県郡三股町大字長田1136番地
監 事	高 丸 幹 雄	都城市梅北町5046番地32

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
 令和 2 年 4 月 13 日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷（単価契約） 令和 2 年度発行予定部数 2,112

- ,000部（毎号約 352,000部×年6回）
 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
 3 落札者を決定した日
 令和 2 年 4 月 3 日
 4 落札者の氏名及び住所
 株式会社宮崎南印刷 宮崎市大字田吉字赤江 350番 1
 5 落札金額
 23,32円
 6 一般競争入札の公告を行った日
 令和 2 年 2 月 20 日

県議会公告

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第27条の規定により、令和元年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 13 日

宮崎県議会議長 丸 山 裕次郎

1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受 付 件 数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
5	2	0	0	1	0	2	5

(注1) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

(注2) 決定等の内訳の取下げについては、公文書を保有する実施機関の相違によるものを含む。

2 請求者の状況

区 分	個 人	法人その他の団体	計
県 内	1	2	3
県 外	0	2	2
計	1	4	5

3 審査請求の件数

0 件

雑 報

宮崎県個人情報保護条例（平成14年条例第41号）第26条第 1 項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に次のとおり定めた。

令和 2 年 4 月 13 日

公立大学法人宮崎県立看護大学理事長 稲 用 博 美

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を することができる期間	口頭により開示請求を することができる場所
試験等の名称	開示する内容		
公立大学法人宮崎県立看護大学学校推薦 型選抜試験	筆記試験の得点及び面接評価（不合格者 に係るものに限る。）	合格発表の日から起算 して1月間	公立大学法人宮崎県立 看護大学総務課
公立大学法人宮崎県立看護大学社会人選 抜試験	同 上	同 上	同 上
公立大学法人宮崎県立看護大学一般選抜 試験（前期）	個別学力検査の筆記試験の得点、面接評 価及び総合順位（不合格者に係るもの に限る。）。ただし、個別学力検査の結果 が一定の基準に満たない場合は、総合順 位はつかない。	同 上	同 上
公立大学法人宮崎県立看護大学一般選抜 試験（後期）	同 上	同 上	同 上
公立大学法人宮崎県立看護大学大学院博 士前期課程入学者一般選抜試験	筆記試験の科目別得点及び口述試験成績 （不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
公立大学法人宮崎県立看護大学大学院博 士前期課程入学者特別選抜試験	筆記試験の得点及び口述試験成績（不 合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
公立大学法人宮崎県立看護大学大学院博 士後期課程入学者選抜試験	口述試験成績（不合格者に係るもの に限る。）	同 上	同 上
公立大学法人宮崎県立看護大学別科助産 専攻入学者選抜試験	総合得点及び順位（不合格者に係るもの に限る。）	同 上	同 上
感染管理認定看護師教育課程受講選考試 験	小論文審査の結果（不合格者に係るもの に限る。）	同 上	同 上

--	--